

第5回男鹿・湖東地区消防広域化協議会  
会議録

令和7年7月31日

## 第5回男鹿・湖東地区消防広域化協議会 会議録

---

日 時 : 令和7年7月31日(木曜日)

場 所 : 潟上市役所 4階大会議室

---

### 出席委員

会 長 (潟上市長) 鈴木雄大

副会長 (男鹿市長) 菅原広二

副会長 (井川町長) 齋藤多聞

委 員 (八郎潟町長) 畠山菊夫

委 員 (大潟村長) 高橋浩人

協議会アドバイザー 佐々木直人

(秋田県総合防災課消防保安室長)

幹事長 (潟上市副市長) 鎌田雅人

---

### 事務局

事務局長 佐藤智紀

事務局長補佐 関谷忠良

事務局主査 高橋孝太

事務局員 一ノ関朝幸

事務局員 湊 政彦

事務局員 荒関智彦

事務局員 村井正人

---

会議に付した協議事項及び結果

協議事項	内 容	結 果
協議第 29 号	共同処理事務	原案可決
協議第 30 号	広域化のスケジュール	原案可決
協議第 31 号	任用、人事等	原案可決
協議第 32 号	給料等	原案可決
協議第 33 号	諸手当等	原案可決
協議第 34 号	職名及び階級	原案可決
協議第 35 号	教育訓練・研修・福利厚生等	原案可決
協議第 36 号	貸与物品等	原案可決
協議第 37 号	通信施設	原案可決
協議第 38 号	財産の取扱い	原案可決
協議第 39 号	電算システム	原案可決
協議第 40 号	補助金・交付金等	原案可決
協議第 41 号	経費の負担方法	原案可決
協議第 42 号	消防団との協力体制	原案可決
協議第 43 号	消防団との連携	原案可決
協議第 44 号	災害対策本部との連携	原案可決
協議第 45 号	防災部局との連携	原案可決
協議第 46 号	消防協力団体との連携	原案可決
協議第 47 号	消防水利	原案可決
協議第 48 号	署所配置（素案修正）	原案可決

午後3時 開会

---

## 1 開 会

○事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから第5回男鹿・湖東地区消防広域化協議会を開会いたします。

---

## 2 あいさつ

○事務局 はじめに、協議会会長であります、潟上市長がご挨拶を申し上げます。

○鈴木会長 皆様お疲れ様でございます。本日は、公務ご多忙の中、第5回男鹿・湖東地区消防広域化協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて、消防広域化の実現に向け、これまで幹事会や各専門部会において、多岐にわたり調整を進めて参りました。各市町村におかれましては、通常業務との並行作業となり、多大なご負担をお掛けしておりますが、皆様方のご協力のおかげをもちまして、本日、20件の協議事項を皆様に提出できる運びとなりました。本協議会が活発な議論と、円滑な議事進行の場となりますよう、皆様の一層のご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 続きまして、アドバイザーとして秋田県総務部総合防災課、佐々木消防保安室長からご出席をいただいておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

○佐々木消防保安室長 秋田県消防保安室の佐々木でございます。鈴木会長様はじめ各市町村長の皆様におかれましては、日ごろより消防行政の推進にあたりまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。5月の前回の協議会后、今月初めの幹事会にも参加させていただきました。幹事会では委員の皆様が凄く活発な御議論を展開していただいております。本日は、幹事会を終えまして、20件にわたる協議事項をご協議いただくことと伺っております。今後とも円滑に手続きが進みますよう、ご祈念いたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、協議会規約第9条第2項の規定により、会長を議長といたします。それでは議長、議事の進行をお願いいたします。

---

○議長 はい。それではよろしく願いいたします。初めに、協議会会議運営規程第7条第3項の規定により、会議録署名委員を指名いたします。男鹿市長の菅原広二委員、井川町長の齋藤多聞委員のお二人を本会議の会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いします。

それでは、次第の3. 議題の(1) 協議事項について、2枚目の別紙をご覧ください。上から順に一件ずつ協議して参りますので、よろしく願いします。

---

## 3 議題(1) 協議事項

### 協議第29号 共同処理事務

○議長 協議第29号「共同処理事務」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、着座にて説明させていただきます。資料の2ページをご覧ください。

協議第29号、項目番号002「共同処理事務」について、ご説明いたします。広域化後の一部事務組合で共同処理する事務は次のとおりとする。消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）と検討調整されました。

3ページをご覧ください。

備考に記載しているとおり、現在湖東地区行政一部事務組合で行っている「火葬場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務」については、新組合の共同処理事務とはせず、八郎潟町、井川町の事務委託を受けて、潟上市が運営する方式を基本とし、消防広域化と足並みを揃える形で運用開始を目指しております。同じく「介護情報センター」についても、新組合の共同処理事務とはせず、井川町で運営する方針となっております。説明は以上となります。

○議長 それでは協議第29号、ただいまご説明のありました内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第29号「共同処理事務」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

---

#### 協議第30号 広域化のスケジュール

○議長 それでは続きまして、協議第30号「広域化のスケジュール」について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは4ページをご覧ください。

協議第30号、項目番号003「広域化のスケジュール」について、ご説明いたします。

広域化運用開始は、令和8年4月1日とする。と検討調整されました。運用開始までのスケジュールの予定については、後ほど、次第の4その他でご報告させていただきたいと考えておりますのでよろしくをお願いいたします。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明のあった内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第30号「広域化のスケジュール」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第31号 任用、人事等

○議長 続きまして、協議第31号「任用、人事等」について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 6ページをご覧ください。

協議第31号、項目番号021「任用、人事等」について、ご説明いたします。

現在の男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合の職員は、一旦退職手続きのうえ、新組織の職員として任用する。なお、勤続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。また、身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないよう、その心情に十分配慮し丁寧に説明する機会を広域化前に設ける。と検討調整されました。7 ページの備考に記載のとおり、湖東地区斎場の職員については斎場の運営市町が任用することとしております。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 31 号「任用、人事等」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

---

### 協議第 32 号 給料等

○議長 続きまして、協議第32号「給料等」について説明をお願いいたします。

○事務局 8 ページをご覧ください。

協議第 32 号、項目番号 022「給料等」について、ご説明いたします。

使用する給料表は、現在の両組合が使用する行政職給料表（一）で7級制とする。広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給とし、現在の男鹿地区消防一部事務組合の給与制度の適用を基本とする。ただし、給与制度を適用することにより号給の調整が必要となった場合は、別途協議する。と検討調整されました。

9 ページの課題に記載のとおり、両組合で給料表の運用や昇格、具体的には昇給制度や階級に応じた職名等が異なっているため、運用開始までに調整の必要があれば別途協議し、円滑な移行を進めてまいります。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 32 号「給料等」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

---

### 協議第 33 号 諸手当等

○議長 続きまして、協議第33号「諸手当等」について説明をお願いいたします。

○事務局 10 ページをご覧ください。

協議第 33 号、項目番号 023「諸手当等」について、ご説明いたします。

すべての諸手当について、精査した上で同一の支給額（率）とする。と検討調整されました。

11 ページの備考欄には、金額や取扱いが異なる、主な手当てを記載しております。これらの手当てについては、検討調整結果に基づき、今後調整を図ってまいります。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 33 号「諸手当等」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 34 号 職名及び階級

○議長 続きまして、協議第 34 号「職名及び階級」について説明をお願いいたします。

○事務局 12 ページをご覧ください。

協議第 34 号、項目番号 024「職名及び階級」について、ご説明いたします。

職名と階級については、現在の男鹿地区消防一部事務組合の職名と階級を基本とし、消防長の階級は消防監とするが、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。と検討調整されました。

13 ページの課題に記載のとおり、両組合の職員は、それぞれの昇任制度に基づいて階級や職名が付与されているため、不均衡が生じていないか確認し、調整が必要だと認められる場合は、運用開始までに別途協議し、整合性を図ってまいります。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 34 号「職名及び階級」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 35 号 教育訓練・研修・福利厚生等

○議長 続きまして、協議第 35 号「教育訓練・研修・福利厚生等」について説明をお願いいたします。

○事務局 14 ページをご覧ください。

協議第 35 号、項目番号 025「教育訓練・研修・福利厚生等」について、ご説明いたします。

両消防本部が行っている教育訓練・研修・福利厚生を基本とし、広域化後の組織規模に応じて実施する。派遣（秋田県消防防災航空隊、構成市町村等）、教育（消防大学校、秋田県消防学校、自治研修所、救命士養成所等）、その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への派遣。と検討調整されました。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 35 号「教育訓練・研修・福利厚生等」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 36 号 貸与物品等

○議長 続きまして、協議第 36 号「貸与物品等」について説明をお願いいたします。

○事務局 16 ページをご覧ください。

協議第 36 号、項目番号 026「貸与物品等」について、ご説明いたします。

貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用する。と検討調整されました。

貸与物品は多岐にわたりますが、特に被服類は、更新費用がかさむ上、納品まで相当な期間が想定されることから、使用可能なものについては、一定の猶予期間を設け、引き続き使用していくこととしております。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 36 号「貸与物品等」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 37 号 通信施設

○議長 続きまして、協議第 37 号「通信施設」について説明をお願いいたします。

○事務局 18 ページをご覧ください。

協議第 37 号、項目番号 028「通信施設」について、ご説明いたします。

広域化後の消防指令システム及びデジタル無線の一元化に際し、通信指令室は、男鹿地区消防本部の通信指令室を使用する。男鹿地区消防本部の消防指令システムを広域運用に対応できるよう改修することで、業務運営の効率化及び改修費用の削減を図る。

また、湖東地区消防本部のデジタル無線機器もこれに併せ改修または更新し、運用方法等についても統一する。

なお、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部が現在それぞれで運用している防災無線等について、構成市町村と協議し、より良い運用方法を検討していく。と検討調整されました。

なお、消防指令システム及びデジタル無線の一元化は、令和 9 年 4 月 1 日の運用開始を目指しており、スケジュールについては 19 ページの備考に記載のとおりとなっております。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 37 号「通信施設」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

### 協議第 38 号 財産の取扱い

○議長 続きまして、協議第 38 号「財産の取扱い」について説明をお願いいたします。

○事務局 20 ページをご覧ください。

協議第 38 号、項目番号 030「財産の取扱い」について、ご説明いたします。

現行の両組合が保有する全ての財産は、原則として新組合に承継する。ただし、湖東地区行政一部事務組合が保有する斎場に係る財産は潟上市、介護情報センターに係る財産は井川町へそれぞれ無償譲渡する。と検討調整されました。

新組合の共同処理事務としない斎場及び介護情報センターの財産については、運営予定の市町へそれぞれ無償譲渡することとしております。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 38 号「財産の取扱い」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

### 協議第 39 号 電算システム

○議長 続きまして、協議第 39 号「電算システム」について説明をお願いいたします。

○事務局 22 ページをご覧ください。

協議第 39 号、項目番号 032「電算システム」について、ご説明いたします。

男鹿地区消防一部事務組合のシステムに、湖東地区行政一部事務組合が所有する人事情報等を取り込むことで、広域化に対応することを基本とする。ただし財務会計システムについては、会計事務の委託先である本部所在地の市町村の財務会計システムを利用する。ネットワーク回線については、現在の回線を活用し拡張して構築することとする。と検討調整されました。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 39 号「電算システム」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

### 協議第 40 号 補助金・交付金等

○議長 続きまして、協議第 40 号「補助金・交付金等」について説明をお願いします。

○事務局 24 ページをご覧ください。

協議第 40 号、項目番号 033「補助金・交付金等」について、ご説明いたします。

調整した結果、両組合とも該当となる補助金や交付金等はないことを確認しました。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 40 号「補助金・交付金等」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 41 号 経費の負担方法

○議長 続きまして、協議第 41 号「経費の負担方法」について説明をお願いいたします。

○事務局 26 ページをご覧ください。

協議第 41 号、項目番号 034「経費の負担方法」について、ご説明いたします。

①共通経費の負担割合、基準財政需要額の内常備消防分を一律負担＋不足分を人口割（予算年度の前年 1 月 1 日現在）とする。②共通経費以外の経費、本部以外の庁舎建設（新築）費用とし、負担割合は受益エリアを基本に消防議会の議を経て決定する。③経過措置、(1)対象市町村、潟上市・八郎潟町・井川町、(2)経過措置の内容、①の方法により算定後、潟上市（昭和・飯田川分）、八郎潟町、井川町の負担金を合算し、広域化前の湖東地区行政一部事務組合の算定方法により再按分する。ただし、負担金額は基準財政需要額の常備消防分を下限とする。(3)経過措置期間、最長 10 年間とし、3 年毎に検討の機会を設ける。と検討調整されました。

①の共通経費の負担については、国が定める「消防費の基準財政需要額」を基にしています。このうち、「常備消防分」と定義している部分を、各市町村に一律で負担していただくこととしております。これは、広域的に消防サービスを提供するにあたり、各市町村に一律の負担をしていただきたいと考えているためです。そして、この一律負担で足りない分は、人口に応じて追加で負担していただく形としております。

次に、③広域化に伴う経過措置ですが、急激な負担変動を避けるため、最長 10 年間の経過措置を設けております。詳細については、資料 1 に補足資料として添付しておりますので、ご確認ください。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

はい、井川町長。

○井川町長 すみません確認です。1 点目が経過措置で、潟上市さんに経過措置で負担いただくというのは我々にとって非常に有り難い事だと思っております、経過措置を考えていただいて感謝いたします。但し書きの中に負担金の額が基準財政需要額の常備消防分を下限とするという文言があります。確認をしなかったのですが、今までシミュレーションをした中で、この下限を下回るというようなシミュレーションというのはあり得たのかという事。恐らく下限としてもそこまでは達しないという理解ですが、そこがどういう状況だったのかという事と、資料の中で負担方法の割合をイメージ的に記載したのだと思いますが、パーセンテージが書いているのは、これ全く関係ないですよという確認です。こういうパーセンテージで割るのではなくて、あくまで算定方法をどこかの年度を使って出したら、こういう数字になりましたということで、パーセンテージを出しているという理解でよろしいですよ。

○議長 事務局の答弁を求めます。

○事務局 これまでのシミュレーションでは、令和8年度から令和12年度までの5年間にわたり、井川町の負担金が下限を下回る見込みとなっております。先ほどの説明の中でもありましたとおり、広域的に消防サービスを提供するに当たり、各市町村に一律負担していただきたいという考えから、こういう形で決定しております。ご理解いただければと思います。

パーセントについては、あくまで計算した結果のパーセントで、このパーセントのとおりにやるという話ではございません。

○議長 よろしいでしょうか。

○井川町長 はい。

○議長 他に何かございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第41号「経費の負担方法」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第42号 消防団との協力体制

○議長 続きまして、協議第42号「消防団との協力体制」について説明をお願いいたします。

○事務局 28ページをご覧ください。

協議第42号、項目番号035「消防団との協力体制」について、ご説明いたします。

消防団に係る事務は構成市町村の所管とする。各種訓練や行事は、消防団との連携を強化し、継続的な協力体制を維持するため、消防本部及び各消防署が支援すると検討調整されました。

消防団事務については、これまでどおり各市町村で行い、引き続き協力体制を維持していくこととしております。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第42号「消防団との協力体制」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第43号 消防団との連携

○議長 次に、協議第43号「消防団との連携」について説明をお願いいたします。

○事務局 30ページをご覧ください。

協議第43号、項目番号036「消防団との連携」について、ご説明いたします。

災害発生時は、適切な方法により消防団へ情報伝達を行い、現場活動においては、消防署と消防団が連携し対応する。と検討調整されました。

現在、両消防本部がそれぞれ行っている、各市町村や消防団への情報伝達について、

広域化後はその方法を統一するべく、協議・検討を進めていくこととしております。  
説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 43 号「消防団との連携」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 44 号 災害対策本部との連携

○議長 次に、協議第 44 号「災害対策本部との連携」について説明をお願いいたします。

○事務局 32 ページをご覧ください。

協議第 44 号、項目番号 037「災害対策本部との連携」について、ご説明いたします。

構成市町村に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、各市町村地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。と検討調整されました。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 44 号「災害対策本部との連携」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 45 号 防災部局との連携

○議長 次に、協議第 45 号「防災部局との連携」について説明をお願いいたします。

○事務局 34 ページをご覧ください。

協議第 45 号、項目番号 038「防災部局との連携」について、ご説明いたします。

構成市町村の担当部局と様々な手法により、緊密な連携体制を構築する。連携強化に当たり構成市町村と人事交流を行う。と検討調整されました。

人事交流については、今後の協議となりますが、主に消防本部から市町村への職員派遣を想定しております。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 45 号「防災部局との連携」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 46 号 消防協力団体との連携

○議長 次に、協議第 46 号「消防協力団体との連携」について説明をお願いいたします。

○事務局 36 ページをご覧ください。

協議第 46 号、項目番号 039「消防協力団体との連携」について、ご説明いたします。  
消防協力団体との連携は、広域消防組織が継続して行うものとする。と検討調整されました。

37 ページの現状欄に記載している消防協力団体と、これまでどおり連携していくこととしております。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 46 号「消防協力団体との連携」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 47 号 消防水利

○議長 次に、協議第 47 号「消防水利」について説明をお願いいたします。

○事務局 38 ページをご覧ください。

協議第 47 号、項目番号 040「消防水利」について、ご説明いたします。

水利施設の設置、維持及び管理に関して必要な事務は構成市町村の所管とする。と検討調整されました。

これまでと同様、水利施設、消火栓や防火水槽の設置、維持管理については市町村で行っていくこととしております。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第 47 号「消防水利」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

---

#### 協議第 48 号 署所配置（素案修正）

○議長 次に、協議第 48 号「署所配置（素案修正）」について説明をお願いいたします。

○事務局 40 ページをご覧ください。

協議第 48 号、項目番号 014「署所配置（素案修正）」について、ご説明いたします。  
第 3 回男鹿・湖東地区消防広域化協議会、協議第 18 号で決定した署所配置について、次のように改める。広域化後の署所配置は次のとおりとする。①広域化直後、現行の配置を引き継ぎ 10 署所体制とする。②広域化後 10 年以内、8 署所体制とする。ア天王分署と昭和分署を統合した、潟上消防署を潟上市内に新設する。その際、湖東消防署は湖東分署（仮称）に改める。イ脇本分署と若美分署を統合し、（新）男鹿消防署

を男鹿市内に新設する。その際、(旧)男鹿消防署は船川分署(仮称)に改める。③広域化後20年以内の方針、7署所体制とする。ア湖東分署(仮称)と八郎潟分署を統合し、(新)湖東分署を新設する。イ北浦分署の運用方法を見直す。

この署所配置については、前回の協議会で素案が決定しておりましたが、その後の各市町村議会への報告などを通じて、一部修正の提案がありました。つきましては、改めてご審議いただきたいと考えております。

具体的な修正内容は、40ページの調整調書をご覧ください。

検討調整結果の5行目と9行目の「井川分署(仮称)」の記載を、「湖東分署(仮称)」に改め、9行目の後半部分「湖東分署(仮称)」を「(新)湖東分署」に改める。また最後の行、「分遣所と」の部分削除し、「北浦分署の運用方法を見直す」に改める内容となっております。名称のみの修正であり、署所体制や運用内容についての変更はありません。説明は以上となります。

○議長 ただいまご説明した内容について、ご意見等ございませんか。

<なしの声>

○議長 それでは、協議第48号「署所配置(素案修正)」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

○議長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

協議事項については以上でありまして、これをもって全てが終了いたしました。

---

#### 4 その他

○議長 つづきまして、その他の(1)スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局 その他(1)のスケジュールについて、ご説明いたします。

配布資料の最終ページにあります「広域化までのスケジュール」をご覧ください。

上から順番に説明させていただきます。

①これまでの協議結果を踏まえ、「広域消防運営計画案」を作成し、8月に開催予定の協議会において決定をお願いする予定としております。協議会は書面開催を想定しております。

②策定した「運営計画案」について、9月末までにパブリックコメントを実施し、地域住民の皆さんからの意見を募集いたします。

③いただいたご意見を踏まえ、10月上旬の協議会において、「広域消防運営計画案」及び「新組合格約案」を決定していただく予定です。

④協議会での決定を受け、10月中に各市町村の議会において、「新組合格約」、「旧組合の解散」、「財産処分」について、議決をお願いすることとなります。

⑤各市町村の議決が整い次第、新組合設立に向けて、構成市町村間で協議書を作成する予定です。

⑥11月には、県知事に新組合の設立許可申請を行います。県との事前協議が順調に進めば、申請からおおむね2、3週間で設立許可が下りる見込みです。

⑦新組合の設立日は、知事の許可が下りた日、または令和8年1月1日を予定して

おります。

⑧令和8年4月1日の運用開始に向けて、1月から3月にかけて新組合議会を開催し、条例・規則の制定、令和8年度当初予算の決定など、必要な準備を進めていきます。

⑨令和8年3月31日をもって、現在の両組合は正式に解散となります。

⑩令和8年4月1日より、新たな組合体制、新消防本部としての運用を開始する予定です。

広域化の運用開始に向けては、今後もさまざまなご対応をお願いすることになるかと思えます。引き続き、円滑な広域化の実現に向け、皆さまのご協力をお願いいたします。以上でスケジュールのご説明を終わります。

○議長 ただいま事務局が説明したスケジュールについて、何かご質問等ございませんか。  
<なしの声>

○議長 よろしいでしょうか。

次第の方にはないですけれども、その他という事で委員の皆様からこれまでの協議以外でも構いませんので、何かご意見等ございませんか。

○大湊村長 新組合設立が1月となっておりますが、各構成市町村で議員の選任を12月には行うという事。

○事務局 そのタイミングでお願いしなければならないと思っております。

○議長 よろしいでしょうか。

○大湊村長 はい。

○議長 それでは以上をもちまして、協議その他全て終了いたしました。本日は、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。また、各委員の皆様からは貴重なご意見を賜り、心より感謝申し上げます。両消防本部の事務調整はこれからも続きますが、本日の協議事項が無事決定したことで、消防広域化の実現へ向けて、大きな一歩を踏み出せたと、大変喜ばしく思います。残る案件は、これまでの協議結果をまとめた「広域消防運営計画」と「新組合同規約」、そして「初期費用について」の3点であります。引き続き、本協議会の円滑な運営に対し、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。それでは、これをもちまして本日の男鹿・湖東地区消防広域化協議会を閉会いたします。皆様、大変お疲れ様でした。

午後3時43分 閉会

以上、会議の顛末を記録し、その正当なることを証するため署名する。

令和 7年 8月 8日

男鹿・湖東地区消防広域化協議会

署名委員

菅原 広二

署名委員

齋藤 多聞